

公表監第6号  
平成30年11月30日  
(2018年)

西宮市監査委員	亀井 健
同	鈴木 雅一
同	西田 いさお
同	長谷川 久美子

平成30年10月2日付西監収第22号で受理しました西宮市職員措置請求の監査結果については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

西 監 発 第 63 号  
平成 30 年 11 月 30 日  
(2018 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員	亀 井 健
同	鈴 木 雅 一
同	西 田 いさお
同	長谷川 久美子

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 30 年 10 月 2 日付で提出されました住民監査請求について、その結果を次のとおり通知します。

記

第 1 請求の内容

1 請求人

（略）

2 請求書の提出

平成 30 年 10 月 2 日

3 請求の内容

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述内容等から、請求の要旨を次のとおり解しました。

- (1) 西宮市オリジナル婚姻届及び冊子協働発行业務（以下「本件事業」という。）における広告収入の利益相当額、金 70 万円は、本来、市が取得すべきものであるところ、市が相手方、A 社に違法不当に得させたものなので、市に返還させることを求める。
- (2) 市が違法な協定により本件事業を継続しながら、3 年の事業期間を見直すことなく、一部の市民の違和感、不快感を放置して顧みない点は看過できず、直ちに本件事業の差止めを求める。

理由は、別紙 1 のとおりです。

(添付された事実を証明する書面)

- ア 「西宮市オリジナル婚姻届及び冊子協働発行业務特記仕様書」
- イ 「西宮市オリジナル婚姻届協働発行业務仕様書 (案)」
- ウ 「西宮市オリジナル婚姻届及び冊子協働発行业務に関する協定書」
- エ 阪神間の近隣8市1町のオリジナル婚姻届の作成状況
- オ 「姫路市オリジナル婚姻届協働発行业務仕様書」及び「姫路市オリジナル婚姻届協働発行业務者選定プロポーザル実施要領」
- カ 「西宮市オリジナル婚姻届協働発行业務者募集要領 (案)」
- キ B社見積書
- ク A社 ウェブサイト情報「広告事業」

## 第2 監査の実施

### 1 請求の受理

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備していると認められたので、平成30年10月10日、請求を受理することに決定しました。

### 2 監査の対象事項

請求人が求める次の請求が認められるか否かを監査の対象としました。

- (1) 本件事業における広告収入の利益相当額、金70万円は、本来、市が取得すべきものであるところ、市がA社に違法不当に得させたものなので、市に返還させることを求めるという請求
- (2) 市が違法な協定により本件事業を継続しながら、3年の事業期間を見直すことなく、一部の市民の違和感、不快感を放置して顧みない点は看過できず、直ちに本件事業の差止めを求めるという請求

### 3 監査対象部局

西宮市市民局

### 4 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、平成30年11月7日、請求人が出席し、監査委員に対して陳述を行いました。

## 5 関係部局に対する調査

法第199条第8項の規定に基づき、あらかじめ請求人の指摘事項に対する市当局の反論を文書により求めるとともに、関係職員として市民局職員の出席を求め、平成30年11月7日、事情聴取を行いました。市当局が提出した反論書は、別紙2のとおりです。

## 第3 監査の結果

### 1 監査によって確認した事実

市は、平成29年6月議会における、市独自のデザイン性のある婚姻届の実施に向けての答弁などを契機として、市民サービスの向上のために新たにオリジナル婚姻届を発行することとしました。その発行方法を検討する中で、民間事業者が広告募集を行い、その収入をもとに印刷物を市に無償提供する他市の事例があることがわかり、民間事業者の知識や経験等のノウハウを活用することにより費用と時間の両面で市にとって負担が少なく、かつ完成度の高いものが作成できるとの理由から、本件事業を行うこととしました。

平成29年12月に企画提案方式によりホームページで協働発行事業者を募集し、西宮市オリジナル婚姻届選定委員会において選定を行い、平成30年2月1日にA社と西宮市オリジナル婚姻届及び冊子協働発行事業に関する協定（以下「本件協定」という。）を締結しました。なお、応募者はA社1者でした。

本件協定の内容は、次のとおりです。

- (1) 市とA社は、官民協働の趣旨に基づき、協働して婚姻届及び婚姻届出の説明冊子（以下「冊子」という。）を制作した上で、A社が市に納入し、その成果物を市が確認の上、受領することによって、市民の婚姻の届出の利用に供し、もって市民サービスの向上に資するものとする（第1条第1項）。
- (2) 冊子の仕様については、西宮市オリジナル婚姻届及び冊子協働発行事業特記仕様書並びに西宮市オリジナル婚姻届協働発行事業仕様書（以下これらを「本件仕様書」という。）のとおりとする（第2条第1項）。なお、西宮市オリジナル婚姻届及び冊子協働発行事業特記仕様書の注記第3項において「広告募集は協働発行事業者の責任で行い、その広告収入で編集印刷、製本及び納品場所への配送を行う」と規定し、西宮市オリジナル婚姻届協働発行事業仕様書においては、協働発行事業者が「自らの責任で募集する広告収入等を財源にオリジナル婚姻届及び冊子を企画・編集し、印刷・納品までの一切を行い、経費全額を負担する」と規

定しています。

- (3) A社は、冊子の企画、編集、印刷、納品に係る一切の費用を負担するものとする（第2条第4項）。
- (4) 市は、冊子に掲載する情報や広告に対して、確認を行い、承認をするものとする（第2条第5項）。
- (5) 市とA社は、冊子の校正作業を協力して行うとともに、市の校了を以て印刷を開始するものとする（第2条第6項）。
- (6) 市は、仕様書に定める配布方法及び配布部数に従い、冊子を配布するものとする（第2条第7項）。
- (7) A社が冊子に掲載する広告の仕様及び内容は、西宮市広告掲載要綱及び西宮市広告掲載基準（以下「広告掲載基準等」という。）並びに関係法令を遵守すること（第3条第1項）。
- (8) 本件協定の期間は、3年とする（第12条）。
- (9) 発行部数は、初年度5,000部とする（本件仕様書）。

市は、本件協定に基づき出来上がった冊子に掲載された広告内容については、広告掲載基準等を遵守しており問題ないと判断しました。市は、平成30年6月11日から従来の婚姻届に加え、冊子付のオリジナル婚姻届を用意し、市役所市民第1課、市民第2課、各支所その他の窓口において、どちらか市民が希望するものを配布してきました。また、平成30年9月からは、冊子の表紙に官民協働発行事業の趣旨について記載したシールを貼付し、広告の掲載があることを明示しています。

## 2 監査委員の判断

### (1) 本件協定の法的性質

本件協定及び本件仕様書によれば、A社は、冊子に係る広告募集を行い、その広告収入をもって冊子の企画、編集、印刷、製本及び納品の義務を負うとともに、市は、冊子に掲載する情報及び広告に対して確認を行い、承認をするとともに、本件仕様書に定める配布方法及び配布部数に従い冊子を配布することとなっています。このことから、本件協定は、市及びA社を当事者とし、「広告収入相当額」と「冊子の企画、編集、印刷、製本及び納品」を対価関係とする私法契約であると解されます。

(2) 本件協定の違法不当性について

請求人は、本件協定の違法不当性の根拠として、次の点を主張しています。

- ・「市の責任を伴う発行物であり、また、市民サービスの点からあえて発行する必要性にせまられたものでないにもかかわらず、あえて発行し、市の責任で出す広告媒体の広告代金については、一切、見返りを求めず、すべてA社にその利益を与えている。これは、刑法第247条に規定される背任罪（中略）に該当し、行政が行う契約、あるいはそれに基づく事業として不当というだけでなく、違法性の疑いを払拭できない。」
- ・「この仕様書のとおり、プロポーザルによる公募にかけられて、仮にA社以外の他社も応募しても、A社の提案内容が採用されることは明白であり、そもそもほとんどの他市でも、この仕様書による募集要領では、A社しか応募する余地はない。」

このことから、請求人が主張する本件協定の違法不当性は、第一に、本件協定の内容がA社に対し違法不当に広告収入相当の利益を得せしめていること、第二に、本件協定の締結手続においてプロポーザルによる公募でありながらA社しか応募する余地のない仕様により締結されていること、と解されます。

以下、これら2点について検討します。

ア 本件協定の内容が、A社に対し、違法不当に広告収入相当の利益を得せしめているか。

請求人は、A社が得た本件広告収入は、本来、市が得るべきものであると主張します。

当該広告収入の金額について、請求人は、A社から直接得た確実な情報として900,000円とし、請求人が他社に見積もりを依頼した用紙代を含む印刷費の回答が145,000円又は120,085円であったことから、本件事業によるA社の利益は、少なくとも700,000円であったと主張しています。一方、市は、広告料の金額について把握していないとするとともに、A社が負担した経費には印刷費以外に営業に係る費用、人件費、デザイン費等も含まれるとしています。いずれにせよ、本件広告収入は、本件協定に基づきA社の収入となったものです。

本件協定は、(1)記載のとおり、「広告収入相当額」と「冊子の企画、編集、印刷、製本及び納品」を対価関係とし、契約自由の原則が適用される私法契約と考えられます。したがって、本件協定は、住民監査請求の対象である財務会計行為に該当すると解されます。そこで、本件協定の締結が違法又は不当な契約の締結と言えるかについて検討するに、本件協定のよう

な官民協働事業による契約については、地方自治法その他の法令において特別にこれを規制する規定は存しません。また、他に、本件協定が契約規則その他の財務会計法規に違反して締結されたものであるといった事情も認められません。

一方、A社は、各広告主と広告契約を締結しており、当該広告契約も契約自由の原則が適用される私法契約に該当します。もとより、A社は、本件協定に係る広告につき広告掲載基準等を遵守する義務を負っており、市も広告掲載基準等に違反した広告が掲載されないかを審査しており、本件協定と当該広告契約は関連性がありますが、当事者が異なる別個の契約です。

以上のことから、A社が違法不当とは言えない契約（本件協定）に基づき、広告収入相当の利益を得たことをもって不当利得とは言えず、広告主が支出する広告収入相当額を市がA社に対して請求し得る法律上の根拠はありません。

なお、前述のとおり、本件広告収入の金額は、具体的に確定したものではありませんが、A社が広告収入相当の利益を得たことをもって不当利得とは言えない以上、市がその金額の当否について関与することはできません。

また、請求人は、市が広告料を収入せずA社に取得させたことをもって背任の疑いを否定しがたいと主張しますが、犯罪の成否の判断は、司法機関の行うところであり、監査委員の判断するところではありません。

イ 本件協定は、その締結手続において、プロポーザルによる公募でありながら、A社しか応募する余地のない仕様により締結されているか。

本件仕様書が請求人の主張するとおりA社の提案を基にしているとしても、本件仕様書に記載の冊子の規格、紙質、部数、その他仕様の内容からは、殊更、A社でなければ応募できないものとは認められません。実際の応募がA社1者であったことをもって、直ちに市がA社のみと協定を締結する意向であったと判断することもできません。

### (3) 冊子の内容の違法不当性について

請求人は、冊子の内容が「婚姻届であるにもかかわらず、その説明の「冊子」に助産院、写真室、高級ホテルの広告がはいっており、ジミ婚指向や子どもを産むことを選ばないひと、あるいは、産むこと自体が不可能な市民への配慮が一切なされていない」とし、「一部の市民の違和感、不快感を放置して顧みない点は看過でき」ないとしており、冊子の内容の違法不当性も問題としています。

前述のとおり、本件協定は、広告の仕様及び内容について広告掲載基準等の遵守が規定されていることから、仮に本件広告内容が広告掲載基準等に違反している場合には、当該広告の掲載は本件協定に違反し、ひいては、契約不履行と評価されることもあり得ます。

しかし、請求人も本件広告内容が具体的に広告掲載基準等に違反しているとの主張はしておらず、また、監査委員において本件広告内容を調査したところ、広告掲載基準等に違反するものとは認められません。したがって、冊子の内容が本件協定に違反しているものとは言えず、財務会計法規上の違法不当性があるとも言えません。

なお、前述のとおり、当該広告契約はA社と広告主との契約であり、市が本件事業において、A社が本件協定に基づき遵守義務を負う広告掲載基準等以外の基準に拠り広告内容を審査しなかったことをもって、違法不当であるとも言えません。

(4) 以上によれば、本件協定及び冊子の内容等について違法不当な事由は、認められず、市がA社に対し、本件事業における広告収入の利益相当額を請求することを求めるという請求人の請求には理由がありません。

また、本件事業に違法不当性が認められない以上、直ちに本件事業の差止めを求めるとの請求についても理由がないものと判断します。

よって、いずれの請求についても棄却することとします。

#### 第4 監査委員の意見

本件請求についての判断は上記のとおりですが、この際所感を付記します。

社会を構成する人々の間には、生まれた土地、肌の色、性、言語、生活環境、文化、嗜好、健康状態等々さまざまな違いがあります。

社会経済の成熟化に伴い、現代社会においては、人々がこれらの違いをお互いに認めあい、尊重しながら、共に暮らしていくことが求められています。

行政においても、従来あまり顧みられなかったこれら人々の間の違いの存在を前提に、多様性のある市民に対しての行政施策・サービスを行うことが求められています。

今後とも、全ての人々が生き生きと幸せに暮らせる社会を実現するために、多様性のある市民の存在により一層配慮したきめ細かい行政サービスの提供に努めてください。



(請求人が記載した請求理由)

(注記) 原則として請求人が提出した請求書の原文のままを記載しています。

### 1 西宮市オリジナル婚姻届及び冊子協働発行业とその経緯

2017年6月27日西宮市議会6月定例会、本会議における、C議員の質問に対する答弁からオリジナル婚姻届作成に向けて動き出した。

西宮市オリジナル婚姻届及び冊子協働発行业特記仕様書及び西宮市オリジナル婚姻届協働発行业仕様書(事実証明書類ア、イ)を夏ごろに作成。この仕様書に、議会での質問内容には全く触れられていなかった婚姻届用紙とは別の「冊子」の発行という新たな広告媒体の創出が組み込まれている。同年12月には、この仕様書を事業内容として事業者を募集。

応募したのは、A社、1社のみである。

プロポーザル方式による随意契約で、翌2018年2月1日に西宮市オリジナル婚姻届及び冊子協働発行业に関する協定書(事実証明書類ウ)を西宮市とA社は交わし、協定を結んだ。

西宮市は毎年5,000部をA社に納入させ、事業期間は3年となっている。

本オリジナル婚姻届及び冊子は、同年6月11日より、本庁舎市民課、各支所などの窓口で婚姻届用紙の希望者に交付を始めた。

### 2 オリジナル婚姻届発行についての阪神間の近隣自治体の状況

オリジナル婚姻届については、近時の流れで各自治体がこぞって作成、発行している。

2018年6月末時点、阪神間の近隣8市1町のオリジナル婚姻届の作成状況(事実証明書類エ)は、いずれも西宮市が行った官民協働事業の手法などにはよらず、概ね自治体の職員自らがデザインし、印刷の委託のみですませ、周年事業としてデザインキャラクターを載せてその経費をかけている宝塚市を除けば、川西市の3,000部、19,000円から6,000部の尼崎市118,000円の額の事業経費でおさまっている。また、いずれの自治体も、オリジナル婚姻届用紙の作成のみで、別冊の「冊子」は作成していない。

### 3 オリジナル婚姻届の作成決定以後の西宮市の対応および市議会での答弁等

西宮市は、2017年6月議会において答弁したとおり、オリジナル婚姻届の作成と別冊の「冊子」を盛り込んで夏ごろに作成されたとする仕様書の内容にしたがって12月には粛々と公募。予定どおりA社のみが応募し、事業者として決定された。

オリジナル婚姻届と別冊の「冊子」は、市が配布を始める直前の6月8日、各議員の控室の机の上に置かれている現物を、請求者は初めて確認した。

婚姻届であるにもかかわらず、その説明の「冊子」に助産院、写真室、高級ホテルの広告がはいっており、ジミ婚指向や子どもを産むことを選ばないひと、あるいは、産むこと自体が不可能な市民への配慮が一切なされていない視点から、2018年6月27日、西宮市議会6月定例会において「仮に市が独自の、他市のように自前の編集でこの説明書類の冊子をつくるなら、同じ内容の広告の写真や文言、絶対に使わない内容があったのではないかと質問したにもかかわらず、中尾市民局長は「説明冊子に記載の内容は、西宮市広告掲載要領や西宮市広告掲載基準を遵守しており、また、西宮市人権教育・啓発に関する基本計画や、先ほど御指摘の『一緒に考えてみませんか、男女協働

社会をめざす表現のチェックポイント』などに照らしても問題はない」と問題の本質を逸らす答弁を行っている。

また、同市議会において同局長は「市が行う官民協働発行事業の趣旨、目的についてですが、市の官民協働発行事業は、民間の事業者が広告募集を行い、その収入をもとに印刷物を市に無償提供するもので、これまでに、西宮市民べんり帳や西宮市ハローごみを発行している」と述べている。

しかし、西宮市民べんり帳や西宮市ハローごみは、そもそも全市民が必要な情報としてその必要性が高く、しかも、高額となる全戸配布の経費を賄うため大量の広告が組まれていることの合理性は一定、認められる。翻って、本件官民協働発行事業に同様の合理的理由は全く存在しない。

「近隣状況があり、専門的知識を持たない市職員が完成度の高いデザインの作成やウェブサイトからダウンロードするための電子データを作成することは難しく、また、色彩も豊富な用紙を印刷するためには外部に依頼する必要がある、新たな市の費用負担が発生すると考えておりました。その検討を行う中で、他市において官民協働事業による婚姻届の作成事例が多数あることがわかり、デザインや費用の問題が解決でき、財源確保対策の観点からも本市の取り組みに合致するものであったために、協働発行事業者を募集し、企画提案型の選定を行うことにした」（2018年6月27日本会議、西宮市議会会議録より転載）。

「3年の協定の期間」の残り2年余りの期間について「今後も継続していく」（2018年9月27日の決算特別委員会分科会、市民第一課長答弁＝請求者メモより）。

「どういう手法するかは、われわれ、行政の裁量の範囲」「委託料をかけずにやる方法も一つ、画期的な方法であるという風に認識」（同決算特別委員会分科会、市民局長答弁＝請求者メモより）。

印刷費、紙代とか、どれぐらいと見込んでいたのか、との質問に対し「オリジナル婚姻届だけなら、カラーで7、8万円という見積もりで考えていた」（同決算特別委員会分科会、市民第一課長答弁＝請求者メモより）。

「協賛金（＝広告料、請求人注）の金額については、市として把握しておらない」（同決算特別委員会分科会、市民第一課長答弁＝請求者メモより）。

「（助産院の広告などについて）『違和感がある』という市民からの意見が2件あった」（同決算特別委員会分科会、市民第一課長答弁＝請求者メモより）。

上記以外に、6月議会にあたって、市は、この手法で、A社が全く同種の「オリジナル婚姻届及び冊子」を作成した自治体の数は、100を超えていることも明らかにした。

#### 4 A社の事業内容等

市民局長が行った答弁の中の、財源対策という理由は、むしろ、当該、相手方であるA社が、その点での事業展開をしており、事業内容もウェブサイト上で「自治体が所有する遊休スペースに広告枠を設け、掲載料の一部を自治体の歳入に充てることで自治体の財源確保を支援するサービス」をうたっている。

A社のURLには「zaigenkakuho.com」の文字があり、財源確保をうたい文句に全国展開している業者であることはこの点からも明らかである。西宮市は、その業者の狙いに乗せられたものである。

当該、西宮市が発行した「冊子」は、A社のいう「遊休スペース」ではなく、むしろA社のために、無かったスペースを西宮市が創出した冊子であり、前出の「西宮市民べんり帳」や「西宮市ハ

ローゴみ」とは、内容も状況も全く異なり、市民にとって、あえて作る必要のない不要なものを創出したものであり、当該、市の窓口で配布する冊子を事業者が配布の必要もない点でも上記、2誌とは、大きく異なる。

A社のいう「掲載料の一部を自治体の歳入にあてる」という文言とも異なり、A社が広告料を丸ごと、全額を自社の利益とする協定内容である。

#### 5 A社の提案内容と全国展開の同種の官民協働事業

西宮市の西宮市オリジナル婚姻届及び冊子協働発行业務仕様書については、「それまでにやっている市町村の仕様書などもあるので、参考にしながら」作成したと、前述の決算特別委員会分科会で述べている。

ネットで公開されている他市の同事業の仕様書の例（事実証明書類オ）として、姫路市も同様の仕様書を作成し、A社がその事業主体になることが決定している。

これを見る限り、冊子は、A4中綴じ、12頁、広告5頁、紙の種類も全く西宮市と同様であって、婚姻届用紙も同じ規格であり、全国的にこのやり方で、同種のことを機械的に作成するというパターンとなっている。

この仕様書のとおり、プロポーザルによる公募にかけられて、仮にA社以外の他社も応募しても、A社の提案内容が採用されることは明白であり、そもそもほとんどの他市でも、この仕様書による募集要領では、A社しか応募する余地はない。

そもそも、市が作成したとする仕様書の内容は、ほぼ、両方で結ばれた最終的な協定書に反映されており、当初から、A社に協働事業を受けさせるストーリーは出来上がっていたものである。

#### 6 西宮市オリジナル婚姻届及び冊子協働発行业務の経費と収入の概要

西宮市オリジナル婚姻届協働発行业務者募集要領（事実証明書類カ）によれば、事業実施にあたっては、協働発行业務者が自らの責任で募集する広告収入等を財源に、オリジナル婚姻届及び冊子を企画・編集し、印刷、納品までの一切を行い、経費全額を負担するものとしている。つまり、オリジナル婚姻届ではなく、A4版12頁の冊子に載せる、5頁、5社（1頁に1社の広告主）の広告料によって経費のすべてをまかなうというものであり、市は経費の負担額が0円である反面、広告料については、一切、収入として得ることもない協定内容である。

実際にA社が費やした経費は明らかにされていないが、請求者が婚姻届と冊子を合わせた紙代を含めた印刷費の見積もりを依頼した2社より、D社145,000円、B社120,085円という回答（事実証明書類キ）を得た。

A社の協賛金（＝広告料）については、2018年9月27日の西宮市議会決算特別委員会分科会において、請求者が当局に尋ねたが「協賛金（広告料）の金額については、市として把握して」いない、という驚くべき答弁だったので、それに先立って、請求者が、A社から直接得た確実な情報として「裏表紙が300,000円、冊子の中側4社が各150,000円で、合計900,000円」であることを披歴した。

A社の協賛金（広告料）収入

裏表紙	1社	300,000円
中頁掲載	4社	150,000円×4＝600,000円
	合計	900,000円

## 7 西宮市オリジナル婚姻届及び冊子の協働発行事業の違法性、不当性

4までで述べたように、これまでの状況をみれば、西宮市は、本件、オリジナル婚姻届に関する事業について、当初より、官民協働事業によってA社との協定をめざして動きだしたものである。

しかし、その協定内容は、市が発行主体で、市民に配布する冊子の責任を負う主体であるにもかかわらず、広告媒体として新たに作った冊子の広告については、一切の広告収入を放棄して、その利益のすべてをA社に得させてしまっている。市民局長の「どういう手法ですかは、われわれ、行政の裁量の範囲」と言った裏には、誰に利益を得させるかもその裁量の範囲という含意がある。

たとえば、市の市有地に看板を立てさせるという特別な契約をして、看板の作成者がその広告収入のすべてを得るという不当性と同様の設定である。

また、協賛金（広告料）の額として「市として把握しておらない」という点も、市が、そもそもA社に利益を得させてどれほどの法外な額であっても関知しないという態度であり、行政の態度として看過することはできない。

また、西宮市とA社は「冊子の発行に関し、第三者からの意見、苦情及び何らかの問題が発生した場合、問題解決のために直ちに対応するものとする」（協定書第6条）としているにもかかわらず、この婚姻届と広告内容について不適切ではないかとの市民らからの意見、「違和感がある」との苦情があったにもかかわらず、西宮市とA社は、問題解決のために直ちに対応した形跡はなく、漫然といまだにこの事業を継続しようとし、3年を継続するとしている。

以上、西宮市は、婚姻届だけであれば、70,000円で作成できたものであるにもかかわらず、別に広告媒体を創出することを目的とした冊子を作成することによって、700,000円をA社にもうけさせた。

そして、市の責任を伴う発行物であり、また、市民サービスの点からあえて発行する必要性にせまられたものでないにもかかわらず、あえて発行し、市の責任で出す広告媒体の広告代金については、一切、見返りを求めず、すべてA社にその利益を与えている。

これは、刑法第247条に規定される背任罪「他人のためにその事務を処理する者が、第三者の利益を図」という構成要件に該当し、行政が行う契約、あるいはそれに基づく事業として不当というだけでなく、違法性の疑いを払拭できない。

また「背任罪における図利加害目的の存在を肯認するには、図利加害の意欲ないし積極的認容までを要するものではない」（最高裁判例昭和63年11月21日）とされており、背任の疑いは否定しがたい。

したがって、A社が得た少なくとも700,000円の広告収入による利益は、本来、得るべき市の財産であって市は違法な処分を行った。

市が取得すべき利益として金700,000円は市に返還させるべきである。

また、この期におよんでも、3年の事業期間を見直すことなく、一方で違法な協定を結び、事業継続して今後も広告収入をA社に得させながら、他方で一部の市民の違和感、不快感を放置して顧みない点は看過できず、直ちに西宮市オリジナル婚姻届及び冊子の協働発行事業の差し止めを求めるものである。

(市民局長による反論書)

平成30年10月2日付「西宮市職員措置請求書」に対して、以下のとおり、経緯の報告と反論をいたします。

#### ○経緯と対応について

本市は、市独自のデザイン性のある婚姻届への市民の要望が高まりつつある中、平成29年6月議会の一般質問での実施に向けての答弁などを契機として、市民サービスの向上のために、新たにオリジナル婚姻届を発行することにいたしました。

この発行方法を検討する中で、他市において官民協働事業による婚姻届の作成事例が多数あることがわかりました。

民間事業者が広告募集を行い、その収入をもとに印刷物を市に無償提供するもので、民間事業者の知識や経験等のノウハウを活用することにより、費用と時間の両面で市にとって負担が少なく、かつ完成度の高いものが作成できるとの理由から、「西宮市オリジナル婚姻届及び冊子協働発行事業」を行うことにいたしました。

平成29年12月に企画提案方式によりホームページで協働発行事業者を募集し、「西宮市オリジナル婚姻届選定委員会」において選定を行い、平成30年2月にA社と協定を締結いたしました。

この協定に基づき出来上がった婚姻届出の説明冊子（以下「冊子」という。）に掲載された広告内容については、「西宮市広告掲載要綱」および「西宮市広告掲載基準」を遵守しており問題ないと判断し、平成30年6月11日から、従来の婚姻届に加え、冊子付のオリジナル婚姻届を用意し、どちらか希望するものをお選びいただき配布しております。

また、本年9月からは、冊子の表紙に官民協働発行事業の趣旨について記載したシールを貼付し、広告の掲載があることが一目で分かるようにしております。

#### ○職員措置請求書の主張に対する反論

##### 1 A社から金70万円を西宮市に返還させるよう求める点について

市とA社との間で交わした協定書においては、A社から市に対し、広告料の全部又は一部を支払う旨の条項はありません。

また、A社が広告主から得た広告料は、A社と広告主の間の契約により得られるものであり、法律上の原因なく得られたものではなく、またそれによって、市に損害を及ぼしているともいえません。

よって、市がA社に対し、70万円を請求する理由はありません。

##### 2 オリジナル婚姻届及び冊子の協働発行事業の差し止めを求める点について

A社が広告料を得ることは、A社と広告主の間の契約に基づく適法な事業行為によるものです。

民間事業者が広告募集を行い、その収入をもとに印刷物を市に無償提供する本件のような官民協働事業は、地方自治法その他の法律上何ら規制されていません。

冊子に掲載された広告についての違和感や不快感に伴う苦情が市に数件寄せられていますが、それをもって、本件協働発行业が違法又は不当であるとはいえません。

以上のようなことから、オリジナル婚姻届及び冊子の協働発行业の差し止めを行う理由はありません。

なお、協定書に定める協定の解除又は停止事由以外の事由で、市が本件協定書上の義務を履行しない場合は、A社から市に対し、債務不履行による損害賠償請求をされるおそれがあり、かえって市に損害を生じさせるおそれがあります。

以 上